

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第149号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、重度心身障害者に対する医療費の支給について、必要な措置を講じることとしました。

- 1 障害者自立支援法の施行により身体障害者福祉法の一部が改正されることに伴い、本市の措置により国立高度専門医療センター等に入所している重度心身障害者を医療費の支給の対象とします。
- 2 知的障害者援護施設等に入所している知的障害者に医療費を支給する制度が廃止されることに伴い、当該施設等に入所している重度心身障害者を医療費の支給の対象とします。

この条例は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用することとしました。

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第149号

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例の規定による医療費の支給を受けることができない。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (4) その者の疾病又は負傷について第5条第1項に規定する医療に関する給付が行われた場合において、同項第2号に掲げる額から同項第1号に掲げる額を控除した額について、他の地方公共団体からその全部又は一部に相当する額の給付を受けることができる者

第3条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有し、又は身体障害者福祉法第17条の11第2項若しくは知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定による市長の支給の決定若しくは身体障害者福祉法第18条第3項若しくは第4項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による市長の措置を受け、本市の区域外に存する次の各号のいずれかに該当する施設に入所している重度心身障害者であって、別に定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設
- (2) 国立高度専門医療センター
- (3) 独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関（身体障害者福祉法第18条第4項の規定により厚生労働大臣が指定するものに限る。）
- (4) 知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）